

一時多量ごみ収集運搬制度（有料）をご利用ください

○家の片付け・引っ越し・解体等に伴う多量ごみ（一時多量ごみ）の処分方法について

家の片付けや引っ越しを行う際に発生する多量に出る家庭ごみの処理については、排出者が自らごみを運搬して処理施設に持ち込むか、収集運搬の許可を受けている業者に依頼してください。

※少量の場合、町の委託業者による「大型ごみ（タンス、ベット等）の戸別収集（有料・事前申込制）制度」がありますので、ご利用ください。

・大型ごみ収集（受付専用）TEL 62-9991



申込み方法



手数料の例

※大型ごみ収集の詳細は右側の二次元コードへ

○自らごみを運搬して処理施設に持ち込む場合

- ・小豆島クリーンセンター（燃やせるごみ）へ直接搬入
- ・徳本地区埋立処分地（燃やせないごみ）へ直接搬入
- ・小豆島リサイクルセンター（資源ごみ）へ直接搬入

※事前に住民生活課または池田窓口センターで手続きが必要です。

○多量ごみの収集運搬が対応可能な一般廃棄物（一時多量ごみ）収集運搬許可業者について

一時多量ごみの収集運搬が対応可能な一般廃棄物（一時多量ごみ）収集運搬許可業者は、下記のとおりです。

業者選定や契約にあたっては、次の点に注意してください。

1. 許可業者によっては、出されるごみの種類や量・時期によっては対応ができない場合がありますので、事前に業者と相談してください。
2. 許可業者によって、運搬料金やサービス内容が異なる場合がありますのでなるべく見積もり合わせを行うことをお勧めします。
3. ご自身で処分場に搬入（直接搬入）することができますので、よくご検討のうえ契約するようにしてください。
4. 小豆島町は、業者の仲介は行っておりません。

小豆島町一般廃棄物（一時多量ごみ）収集運搬許可業者

- ・株式会社小豆島クリーンサービス（池田）TEL 75-1113
- ・株式会社赤岩環境センター（安田）TEL 82-5752

裏面もご覧ください

小豆島町から
のお願い



許可を受けていない個人や法人に ごみの運搬を依頼してはいけません

○許可を受けていない個人や法人に ごみの運搬を依頼する行為は違法です

無償であっても、町の許可（一般廃棄物の収集運搬許可）を受けていない者にごみの運搬を依頼した場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第25条により刑事罰が科されることがあります（5年以下の拘禁刑若しくは千万以下の罰金またはこの併科）

- ・ 廃棄物のごみを出した本人か、収集運搬業者しか運搬できません
- ・ 自己運搬する場合、他人が運転する車で運搬することはできません

ごみの運搬を依頼する場合は、依頼先が町の収集運搬の許可を受けていることを確認してください。

○清掃・片付け・遺品整理に伴うごみ

清掃・片付け・遺品整理を依頼した場合でも、それに伴うごみは、依頼者のごみとなりますので、許可を受けていない者にごみの運搬を依頼してはいけません。

依頼者が自らごみを運搬して処理施設に持ち込むか、収集運搬の許可を受けている業者に運搬を依頼するようにしてください。

○建物の解体・リフォームに伴うごみ

解体・リフォーム工事を依頼した際に家の中に残されていた家具などの残置物は、依頼者のごみとなりますので、許可を受けていない者に運搬を依頼してはいけません。

依頼者が自らごみを運搬して処理施設に持ち込むか、収集運搬の許可を受けている業者に運搬を依頼してください。

○剪定枝・刈草（依頼した場合）

剪定・草刈りを依頼した場合に発生した剪定枝や刈草は、依頼を受けた者（業者）のごみ（事業系一般廃棄物）となります。

依頼を受けた者（業者）が、運搬して処理施設に持ち込むようにしてください。